

三河町村観光交流宿泊施設利用助成事業に関する Q & A

NO	質問区分	質問	回答
1	宿泊予約に関すること	既に予約してある宿泊分は対象となりますか？	原則対象外となります。ただし、7月18日(金)以降の宿泊分で、宿泊施設へお問い合わせいただき、該当プランを取り直すことでご了承いただければ対象となります。 ※旅行サイトで予約をした場合は対象外となりますのでご注意ください。
2	宿泊予約に関すること	旅行サイトやインターネットで宿を予約したいのですが対象になりますか？	対象になりません。宿泊対象プランを直接電話で宿泊施設へ予約をしていただいた場合のみとなります。
3	宿泊予約に関すること	いつから予約した宿泊が対象となりますか？	申請受付開始日の7/1(火)以降に予約した方が対象となります。
4	申請に関すること	申請書はどこでもらえますか？	幸田町ホームページまたは幸田町役場産業振興課窓口(2階10番窓口)にてお渡しします。
5	申請に関すること	申請時は幸田町民でしたが、宿泊日に転出している場合は対象になりますか？	申請時点で幸田町にお住まいの方(住民票が幸田町にある方)であれば対象となります。
6	申請に関すること	インターネットや郵送での申請は可能ですか？	オンライン申請フォームで申請可能です。
7	申請に関すること	申請の際に、宿泊する人数分の身分証明書が必要ですか？	申請者(代表者)の身分証明書をご提示ください。窓口でコピーをとらせていただきます。
8	申請に関すること	申請は代表者が行かないといけませんか？	代理の申請も可能ですが、その場合は代表者の身分証明書の写しをお持ちください。
9	申請に関すること	代表者は誰でもいいですか？	原則宿泊施設を予約された方を代表者として申請をお願いします。
10	申請に関すること	申請者が宿泊しないとダメですか？	申請書に名前の記入がある方が助成対象です。申請時と違う方が宿泊された場合は助成対象外です。
11	助成制度に関すること	複数人で行く場合、全員幸田町民でなければ対象になりませんか？	全員が幸田町民である必要はありませんが、助成の対象は幸田町にお住まい(住民票が幸田町にある方)のみとなります。
12	助成制度に関すること	対象の町村であればどこに泊まっても助成の対象ですか？	対象施設は決まっています。対象施設についてはHPまたはチラシでご確認ください。
13	助成制度に関すること	2泊以上した場合はどうなりますか？	助成対象は1泊分のみとなりますので、2泊目は全額自己負担となります。
14	助成制度に関すること	コテージ1室(1棟)4人で泊まりますが、申請者以外も1回助成を受けたということになりますか？	1室、1棟、1区画単位で設定されているキャンプ場等の施設は申請者(代表者)1名に対する助成となりますので、申請者(代表者)以外の方は助成申請をすることができます。
15	助成制度に関すること	申請後、宿泊をキャンセルした場合は助成対象となりますか？	宿泊をキャンセルした場合は助成対象外となりますので、速やかに町へ報告し、助成券を返還してください。
16	助成制度に関すること	申請後、宿泊者が変更となった場合はどうなりますか？	申請時から宿泊者が変更となった場合は、助成券が無効となり、新たに申請が必要です。お手数ですが、窓口にて再発行の手続きをお願いします。
17	助成制度に関すること	助成券はその場で発行してもらえますか？	申請から10日間(土日祝除く)を目途に普通郵便にてご自宅宛てに郵送させていただきます。
18	助成制度に関すること	宿泊日程を変更したい場合、助成券は有効ですか？	原則、助成券を返却していただき、改めて変更後の日程で申請してください。